目次

0	0	\circ	0
地	住	住	則 第 簡 住
方 自	民基	 	一素民
治 法	本台	本台	第一及び
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· 帳 法	本台帳法施行令	第二号に 対
和一	施行	施行	掲げるの
$\frac{-}{\pm}$	令	令	る図和
年	.民基本台帳法施行令等の一	(昭 和	元 たった たった たった たった たった かっこう こうしゅう
全	部	が 四 し	よの年
方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)	を改工	一二	条第二号に掲げる規定による改正後に及び効率化を図るための行政手続は基本台帳法(昭和四十二年法律第八
七旦	上すっ	平 政 仝	光
	政の	第一	・ す 十 ・ に 一
(抄)	TT	百	げる規定による改正後・・・・・・を図るための行政手続等における情報昭和四十二年法律第八十一号)(抄)
•	成	(昭和四十二年政令第二百九十二号)	・ ・ 情 ジ
•	十	号)	· 通 ※ · <i>佳</i> 桂
•	年	(抄)	・ 通 ※ ・ 信 報
•	今	19	掲げる規定による改正後・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
•	部を改正する政令(平成三十一年政令第百五十二号)	•	技術の利用に関通信技術の活用
•	+	•	・に活用
•	号)	•	用に関する法
•	(抄	•	・ 法 る ・ 律 行
•	12	•	・ ・ 等 ・ の 手
•	•	•	· 一続 · 部等
	•	•	・ を な
•	•	•	・ 正 る ・ す 関
•	•	•	部を改正する法律 の
•	•	•	等の一部を改正する法律(政手続等に係る関係者の利
•	•	•	· 令 便 · 和 性
•	•	•	・元の向
•	•	•	・・・・・・・・・・・・・(令和元年法律第十六号)利便性の向上並びに行政運
•	•	•	・ 第 で ・ 十 に
•	•	•	· 六 行 · 号 政
•	•	•	号)政運
24	21	11	1

0 素化及び 住民基本台帳法 効率化を図 (昭 るための行政手続等における情報通信 和四十二年法律第八十一号) (抄) ※情報通信技術 の技術の 利用に関する法律等の一 の活用による行政手続等に係る関係者の利便 部を改正する法律 (令和 性 元年 (T) 法 向 上 律 第 並 び に 行政運 号 附則 営 0

第一条第二号に掲げる規定による改正後)

(住民票の記載等)

第八条 第三十条の 住民票の記載、 五. の規定によるほか、 消 除又は記載の修正 政令で定めるところにより、 (以下「住民票の記載等」という。) は、 第四章若しくは第四章の四の規定による届出に基づき、 第三十条の三第一 項及び第二項、 又は職権で行うものとする。 第三十条の四第三項 金びに

(住民票の記載等のための市町村長間の通知)

第九条 村の 市町村長に通 市町村長 は、 知 しなけ 他 の市 町村から当該市町 ればならない。 村 0 区域内に住所を変更した者につき住民票の記載をしたときは、 遅滞なく、 その旨を当 該 他 0 市 町

2 · 3 (略)

(住民票の改製)

第十条の二 市町村長は、 必要があると認めるときは、 住民票を改製することができる。

(国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧)

第十 住民基本台帳に記録されている事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。 部分の写し(第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、 帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項 覧させることを請求することができる。 おいて「住民基本台帳の一 国又は地方公共団体の機関は、 部の写し」 という。 法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、)を当該国又は地方公共団体の機関の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するもの (同号に掲げる事項については、 住所とする。 市 町 村長に対 以下この Ļ 当該市町 以下この条、 項におい 村 が 次条及び第五十条 て同じ。 備 える住民基本台 に に閲 当該 係

2 · 3 (略)

(本人等の請求による住民票の写し等の交付)

第十二条 た者を除く。)を含む。 作成している場合にあつては、 下同じ。 (第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、 市町 又は 村が備える住民基本台帳に記録されている者 住民票に記載をした事項に関する証明書 次条第一項において同じ。)は、 当該住民票から除かれた者 当該市町村の市 (以 下 (その者に係る全部 (当該市町村の市 「住民票記 町村長に対し、 記載事項: 町村長がその者が属していた世帯について世帯を単 の記載が市町村長の過誤によつてされ、 証明書」 自己又は自己と同 とい 当該住民票に記録されてい . う。 の交付を請求することが 一の世帯に属する者に係る住民票の か つ、 る事項を記載 当 できる。 該 位とする住 記 載 が 消 した書類 除さ 民 悪を 写

2

前

項の

規定による請求は、

総務省令で定めるところにより、

次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 当該請求をする者の氏名及び住所
- いる者の 現に請 求の 氏 名及び 任に当 住 たつている者が、 請求をする者の代理人であるときその他請求をする者と異なる者であるときは、 当該請 成の任 に当たつて
- 三 当該請求の対象とする者の氏名
- 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
- 3 あることを明らかにしなければならない。 1.規定する個人番号カードをいう。 項の規定による請求をする場合において、 以下同じ。)を提示する方法その他の総務省令で定める方法により、 現に請求の任に当たつている者は、 市町村長に対し、 個 当該請求の任に当たつている者が本人で 人番号カード (番号利 用 法第二条第七項
- 請求の任に当たつている者は、 「たるものであることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない。 前項の場合において、 現に請求の任に当たつている者が、 市町村長に対し、 総務省令で定める方法により、 請求をする者の代理人であるときその他請求をする者と異なる者であるときは、 請求をする者の依頼により又は法令の規定により当該請求の 当該 任に
- 5 第十四号までに掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した同項に規定する住民票の写しを交付することができる。 市町村長は、 特別の請求がない限り、第一項に規定する住民票の写しの交付の請求があつたときは、 第七条第四号、 第五号及び第八号の二か 6
- 6 市町 対長は、 第一項の規定による請求が不当な目的によることが明らかなときは、 これを拒むことができる。
- 7 明 ?書の送付を求めることができる。 項の規定による請求をしようとする者は、 郵便その他の総務省令で定める方法により、 同項に規定する住民票の写し 又は住 民 (票記: 載 項 証

、国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付

第十二条の二 戸 本台帳に記録されている者に係る住民票の写しで第七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項の 一号から第八号まで、 国又は地方公共団体の機関は、 第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる。 法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、 記載を省略したもの又は住民票記載事項 市 町 村長に対し、 当該市 町 対が備 える住 証明 書で

- 前項の規定による請求は、 当該請求をする国又は地方公共団体の機関 総務省令で定めるところにより、 の名称 次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
- 二 現に請求の任に当たつている者の職名及び氏名
- 三 当該請求の対象とする者の氏名及び住所
- 兀 法令で定 事由 んめる事 (当 該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の 務の遂行のために必要である旨及びその 根拠となる法令の名 事情により請 求事由を明らか 称 にすることが事 務 の性質上 困 難であ るも 0 にあ つては
- 五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

- 3 とを示す書類を提示する方法その他の総務省令で定める方法により、 項 の規定による請求をする場合において、 現に請求の任に当たつている者は、 当該請求の任に当たつている者が本人であることを明らか 市町村長に対し、 国又は地方公共団 体 0 機 にし 関 の職 なけ 員であるこ ればなら
- 号まで及び第十四号に掲げる事項の全部又は一 市町村長 特 別の 請求がない限り、 第一項に規定する住民票の写し 部の記載を省略した同項に規定する住民票の写しを交付することができる。 の交付の請求があつたときは、 第七条第四号、 第 五 第 九号から第十二
- 5 し又は住民票記載事 項の規定による請求をしようとする国又は地方公共団体の 項証明書の送付を求めることができる。 機 関 は 郵 便その他の総務省令で定める方法により、 同項に規定する 住 票の 写

(本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付)

第十二条の三 する者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。 たもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、 証 ...明事項 (第七条第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項をいう。 市町村長は、 前二条の規定によるもののほか、 当該市町 村 が備える住民基本台帳について、 以下この か つ、 項及び 当該申出を相当と認めるときは、 次に掲げる者から、 第七項において同 じ。 住民票の写 0) みが表 当該申出 しで基礎 示さ 礎

- 自己の権利を行使し、 又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者
- 二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者
- 三 前二号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者
- は .事務の依頼者が同項各号に掲げる者に該当することを理由として、 があり、 市町村長は、 前項に規定する「特定事務受任者」 カゝ ~つ、 前二条及び前項の規定によるもののほか、 当 該申出を相当と認めるときは、 とは、 弁護士 当該特定事務受任者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。 (弁護士法人を含む。 当該市町村が備える住民基本台帳につい 同 項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書が必要であ 司法書士 (司法書士法人を含む。 て、 特定事務受任者から、 土地家屋調 受任している事件 査士 (土地家屋調 いる旨の 申 又

3

査士法人を含む。

税理士

(税理士法人を含む。)、社会保険労務士

(社会保険労務士法人を含む。)、

弁理士

(特許業務法人を含む。)

海

代理士又は行政書士

(行政書士法人を含む。) をいう。

2

- 第 項又は第二項 の申出 は、 総務省令で定めるところにより、 次に掲げる事項を明らかにしてしなければならな
- 申 出者 .表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地 第一 項又は第二項の申出をする者をいう。 以下この条において同じ。 の氏名及び 住所 (申出者が法人の場合にあつては、 その
- 及び住所 現に申 出 0 任 に当たつている者が、 申 出 者の 代理人であるときその 他申出者と異なる者であるときは、 当該申 出の 任に当たつている者の 氏 名
- 三 当該申出の対象とする者の氏名及び住所

- 兀 第 項 に規定する住民票の写し又は住 民票記載事項証明 書の 利 用 0 目 的
- 五. 氏 名又は 項 名称 0 申 出 (当 の場合に 該受任している事件又は事務についての業務が裁判手続又は裁判外手続における民事上若しくは行政上の あ いつては、 前項に規定する特定事務受任 者 の受任 している事件又は事務につい ての資格及び業務 0 紛争 種 類 処 並 理 び 0) に 手 依 続 頼 に 者 0 \mathcal{O}

当該事件又は事務についての資格及び業務

0)

種

類

前各号に掲げるもののほか、 総務省令で定める事項

ての代理業務その他の政令で定める業務であるときは、

- 5 務 3省令で定める方法により、 項又は第二項 の申 出 をする場合において、 当該申出の任に当たつている者が本人であることを明らかにしなけ 現に申出の任に当たつている者は、 市町村長に対 ればならな 個 人番号カー ドを提示する方法その他 の総
- 6 たつている者は、 前項の場合において、 市町村長に対 現に申出の任に当たつている者が、申出者の代理人であるときその他申出者と異なる者であるときは、 の依頼により又は法令の 当 該 申 出 0 任 に当
- とを明らかにする書類を提示し、 又は提出しなければならない。

し、

総務省令で定める方法により、

申

出

者

規定により当該申出の

任に当

Tたるも

0)

であるこ

- 7 ことができる。 全部若しくは一部 だける事項を除く。 申 -出者は、 第四項第四号に掲げる利用の目的を達成するため、 以下この項において同じ。)の全部若しくは を記載した住民票記載事項証明書が必要である場合には、 基礎証 一部が表示された住民票の写し又は基礎 明 事 項 第 0) ほ 項又は第一 か基 一礎証明 一項の 事 項 申 以 出をする際に、 外 0 証 事 明 項 事 (第七条第 ·項の ほか基礎証 その旨を市 八号 0) 町 明 一 及 び 村 事 長 項 以外の に申 第 十三号に 事 出 項
- 8 る住民票の写し 市町村長は、 又は住民票記載事項証明書を交付することができる 前 項 の規定による申出を相当と認めるときは、 第 一項 に 規定する住民 2票の写 し又は住民票記載事 項 証明 書に 代えて、 前 項 に 規 定
- 9 証明 第 書の 項又は第二項 送付を求めることができる。 の申出をしようとする者は、 郵便その他の総務省令で定める方法により、 第 項 に規定 する住民票の 写 L 又は 住 民 票記 載 事 項

本人等の 請求に係る住民票の写しの交付 1の特例)

- 第十二条の四 まで及び第十四号に掲げる事 地市町村長」 るところにより、 という。 住民基本台帳に記録されている者は、 個人番号カード又は総務省令で定める書類を提示してこれをしなければならない。 以外の市町村長に対し、 ,項の 記載を省略したものの交付を請求することができる。 自 その者が記録されている住民基本台帳を備える市町 己又は自己と同一の世 帯に属する者に係る住民票の写しで第七条第五号、 この場合におい て、 村の市町村 当該請求をする者は、 長 (以下この条に 第 九号から第 総務省令で定め お ľ 7 住 所
- 2 長に通 前 項の 知 しなけ 請求を受けた市町村長 ればならない (以下この条において「交付地市町村長」という。 は、 政令で定め る事 項を同 項 0 請求をし た者 0 住 所 地 市 町 村
- 3 前 0 規 定による 通 知を受けた住所 地 市 町 村長は、 政令で定める事項を交付地 市町 '村長に通 知 l なけ れば ならない。
- 4 前 規定による通知を受けた交付地市町村長は、 政令で定めるところにより、 第 項の 請求に係る住民票の写しを作成して、 同 項 の請求をし

た者に交付するものとする。 0 全部 アは一 部 0 記載を省略した同 この場合において、 ・項に規定する住民票の写しを交付することができる。 交付地市町村長は、 特 別 の請 求が な い限り、 第七条第四号、 第八号の二及び第十三号に 掲げ る事

- 5 诵 信回線を通じて相手方である住所地市町村長又は交付地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする 項又は第三項 の規定による通知 は、 総務省令で定めるところにより、 交付地市町村長又は 住 所 地 市 町 村 長 の使用に に係る 電 子 計 算 か ら 電 気
- 6 :長」とあるの 第十二条第二項 は (第二号を除く。 「第十二条の四第二項に規定する交付地市 及び第六項の規定は、 第 町村長」と読み替えるものとする。 項の規定による請求について準用す る。 この場合において、 同条第六項 市 町

(除票簿)

第十五条の二 住民票又は改製 市 町 村長 前の住民票 は、 住民票 (以 下 (世帯を単位とする住民票にあつては、 「除票」と総称する。)を住民基本台帳から除い その全部) て別につづり、 を消除したとき、 除票簿として保存しなけ 又は住民票を改製したときは、 ればなら な そ 消 除

2 第六条第三 一項の規定により ^磁気ディスクをもつて住民票を調製している市 町 村にあ つては、 磁気ディスクをもつて調製した除 票を蓄積し て除 票

除票の記載事項)

簿とすることができる。

第十五条の三 をもつて調製する除票にあつては、 とをいう。 に基づき住民票を消 以下 除票には、 同じ。 除した場合にあつては、 の場合にあつては、 当該除票に係る住民票に記載をしていた事項の 記録。 以下同じ。)をする。 転 転出の予定年月日) 出により消除 した旨及び 又は改製した旨及びその 転 ほ か、 出 先 の住 当該住民票を消除 所 及びその 年 户 日 事 L 0 由 た事由 記 の生じた年月 載 (転出 (前条第二 (市町 日 一項の (第二十 村 規定により磁気ディ 0 区 域外 匹 一条の規 住 所を移 定による届 すこ ス

第九条第一 項の規定による通知を受けた市町 対長は、 当該通知に 係る除 原票に転 出をした旨 $\overline{\mathcal{O}}$ 記 載をする。

除票の写し等の交付)

2

第十 により磁気デ -五条の 六条第二号において同じ。 匹 イ 市 スクをもつて除票を調製している市町村にあつては、 町 村が保存する除票に記載され)又は除票に記載をした事項に関する証明書 ている者は、 当該市 町 当該除票に記録されている事項を記載した書類。 村 0 市 (次項及び第三項並びに同号に 町 村 長に対 Ļ その 者に に係る除 おい 票の て 写 除票記載事 L (第十五 次項及び 条の二 項 第三項 証 明 書」 第 〈並びに対 とい 項 ۇ ئ 第四 定

の交付を請求することができる。

- 2 及び第十四号に掲げる事項その他政令で定める事項に関するもの 七条第八号の二及び第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は除票記載事項証明書で同条第 国又は地方公共団 体の機関は、 法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、 の交付を請求することができる。 市町 村長に対 号から Ļ 当 該· 第八号まで、 市 町 村が 第九号 保存する から 除 第十二号まで 票 0) L で第
- 3 /第一号から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項その他政令で定める事項をいう。 町 村長 は 前 項 の規 定によるもの \mathcal{O} ほ か、 当 該 市 町 村が保存する除 票につい て、 次に掲げる者 以下この項において同じ。 カュ 5 除 票 の写 しで除 票基 0) 礎 みが 証 明 表示された 事 項 (第·

する者に当 又は 除 T該除 水票記載· 票の 事 写し又は除票記載事項証明書を交付することができる。 項証明書で除票基礎証明事項に関するものが必要である旨 0 申 出 があ り、 カゝ つ、 当 該 申 出 を相当と認めるときは、 当 該申 出

- 自己の 権利を行 使し、 又は自己の義務を履行するために除票の記載事項を確認する必要がある者
- 二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者
- 三 前二号に掲げる者のほか、除票の記載事項を利用する正当な理由がある者
- ある旨の申 っている事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由として、 市町村長は、 出 」 が あ 前三項 ŋ, の規定によるもののほ カゝ つ、 当該申出を相当と認めるときは、 か、 当該 市 町村が保存する除 当該特定事務受任者に当該除票の写し 票について、 同項に規定する除票の写し又は除票記載事 第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者 又は除票記載事項 紅期 書を交付することがで 項 (証明 書が必要で から、 受任
- 掲げる字句は、 三第四項から第九項までの規定は前二項の申 除票の写し」と、 第十二条第二項から第七項までの規定は第一 それぞれ同表の下 「住民票記載事項証明書」とあるのは -欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 項の 出について、 請求について、第十二条の二第二項から第五項までの 「除票記載事項証明書」と読み替えるほか、 それぞれ準用する。 この場合におい て、 これらの規定中 次の表の上欄に掲げる規定中同 規定は 第一 一項の 住民票の 請求につい 写 Ľ て、 とあるの 表の中欄に 第十二条 は

基礎証明事項をいう。以下この項において同じ。)		
、除票基礎証明事項(第十五条の四第三項に規定する除票	、基礎証明事項	第十二条の三第七項
		兮
第十五条の四第三項	第一項	第十二条の三第四項第四
事項		号
住所その他の当該申出に係る除票を特定するために必要な	住所	第十二条の三第四項第三
第十五条の四第二項	同項	第十二条の二第五項
第十五条の四第二項	第一項	第十二条の二第四項
事項		兮
住所その他の当該請求に係る除票を特定するために必要な	住所	第十二条の二第二項第三
第十五条の四第一項	同項	第十二条第七項
第十五条の四第一項	第一項	第十二条第五項
事項		
氏名その他の当該請求に係る除票を特定するために必要な	氏名	第十二条第二項第三号

第第第号

第第第

第一号

第号

又は基礎証明事項 又は集礎証明事項 又は除票基礎証明事項		は基礎証明事	は除票基礎証明事
		表示された	れた第十五条の四第一項に規定す礎証明事項以外
	第十二条の三第八項及び	第一項に	第十五条の四第三項に
条の三第八項及び 第一項に 第十五条の四第三項	第九項		

(戸籍の附票の写しの交付)

村長に対し、 かつ、 当該戸 市町村が備える戸籍の附票に記録されている者 当該記載が消除された者を除く。)を含む。次項において同じ。)又はその配偶者、 . 籍の附票に記録されている事項を記載した書類。次項及び第三項並びに第四十六条第二号において同じ。) これらの者に係る戸籍の附票の写し(第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市 (当該戸籍の附票から除かれた者 (その者に係る全部 直系尊属若しくは直系卑属は、 の記載が市町村 の交付を請求することがで 長 当 0 該 過 町 市 誤 対にあ 町 に ょ つてさ つて 市

- されている者に係る戸籍の附票の写しで第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したものの交付を請求することができる。 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、 市町村長に対し、 当該市町村が備える戸籍 の附 三票に記り
- 当該戸籍の附票の写しを交付することができる。 号から第六号までに掲げる事項のみが表示されたものが必要である旨の申出があり、 市町村長は、 前二項の規定によるもののほか、 当該市町村が備える戸籍の附票について、 カゝ つ、 当該申出を相当と認めるときは、 次に掲げる者から、 戸籍の附票の写しで第十七条第二 当該申出をする者に

3

- 自己の権利を行使し、 又は自己の義務を履行するために戸 籍の附 票の記載事項を確認する必要がある者
- 一 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者
- 前二号に掲げる者のほか、 戸 籍の附票の記載事項を利用する正当な理 由 がある者
- 受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由として、 市町村長は、 かつ、 当該申出を相当と認めるときは、 前三項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者 当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。 同項に規定する戸籍の附票の写しが必要である旨 の申出
- 規定中同 の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは 第十二条第二 .表の中欄に掲げる字句は、 法務省令」と、 項から第七項までの規定は第一項の請求について、 「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 第十二条の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、 「戸籍の附票の 写 し」と読 み替えるほか、 次の 表 0) 上 欄に掲げる 第十二条

		•
第十二条第五項	第一項	第二十条第一項

	事項証明書	以外の事項の全部若しくは一部を記載した住民票記載	た住民票の写し又は基礎証明事項のほか基礎証明事項 に規定する戸籍の附票の写し	の項において同じ。)の全部若しくは一部が表示され 載された事項の全部又は一	第八号の二及び第十三号に掲げる事項を除く。以下こ 一号に掲げる事項及び第十	第十二条の三第七項 基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項(第七条 第十七条第二号から第六号	号	第十二条の三第四項第四 第一項 第二十条第三項	第十二条の二第五項 同項 第二十条第二項	同項	第十四号に掲げる 定により記載された	第七条第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び 第十七条第一号に掲げる事	住民票の写し 戸籍の附票の写し	第十二条の二第四項 第一項 第二十条第二項	第十二条第七項 第二十条第一項	同項	でに掲げる 二第一項の規定により記載	第七条第四号、第五号及び第八号の二から第十四号ま 第十七条第一号及び第七号	住民票の写し
条第三項に			/ 籍の附票の写し	\mathcal{O}	る事項及び第十七条の二第一項の規定により記	条第二号から第六号までに掲げる事項のほか同条第		一項	一項	一項	歌された	条第一号に掲げる事項及び第十七条の二第一項の規	9写し	一項	項	項	%定により記載された	一号及び第七号に掲げる事項並びに第十七条の	9写し

(戸籍の附票の除票簿)

第二十一条 (以下「戸籍の附票の除票」と総称する。)をつづり、戸籍の附票の除票簿として保存しなければならない。 市町村長は、 戸籍の附票の全部を消除したとき、又は戸籍の附票を改製したときは、 その消除した戸籍の附票又は改製前の戸籍の附票

2 第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、 磁気ディスクをもつて調製した戸籍の附票の

除票を蓄積して戸籍の附票の除票簿とすることができる。

(戸籍の附票の除票の記載事項)

第二十一条の二 年 一月日又は 改製し 戸 籍 が附 た旨 票の除票には、 及びその年月 当該 日 \mathcal{O} 戸籍 記 載 が附 **前** 条第二 票の除票に係る戸 項 の規定により 籍 が附 磁気ディスクをもつて調製す 票に記載をしてい 、 た 事 項 0 る戸 ほ か、 籍 当 0 T該戸 附 票の 籍 除 \mathcal{O} 附 票 票 に を あ つて 消 除 した旨 は 記 及び 録

以下同じ。

をする。

言 籍の 附票の除票の写しの交付)

第二十一条の三 求することができる。 にあつては、 し、これらの 当該戸籍 者に係る戸籍の附票の除票の写し 市町村が保存する戸籍の 0 附 票の除票に記録されている事項を記載した書類。 附票の除票に記載されている者又はその配偶者、 (第二十一条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸 次項及び第三項並びに第四十六条第二号において同じ。 直系尊属若しくは直系卑属は、 籍 の附票の 除 票を 当該 調製し 市 町 村 7 0 の交付を請 *(* \ 市 る市 町 村 長に 町 村

- 2 票 0) 国又は地方公共団体の機関は、 写しで第十七条第七号に掲げる事項の記載を省略したものの交付を請求することができる。 法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、 市町 村 長 に 対 Ļ 当 該· 市町 村が保存する戸 籍 0 附 票 0 除
- 3 写 「該申出をする者に当該戸 `しで第十七条第二号から第六号までに掲げる事項のみが表示されたものが必要である旨の申出があ 市町村長 は、 前二項 の規定によるもののほ 籍の 附票の除票の写しを交付することができる。 か、 当該市町村が保存する戸籍の附票の除票について、 ŋ, 次に 掲げる者か カゝ つ、 当該申出を相当と認めるとき 5 当 該 戸 籍 \mathcal{O} 附 \mathcal{O} 除 は 0
- 自己の権利を行使し、 又は自己の義務を履行するために戸籍の附 三票の除 票の記載事項を確認する必要がある者
- 国又は地方公共団体の 機関に提出する必要がある者
- 前二号に掲げる者のほ か、 戸 籍の附票の除票の記載事項を利用する正当な 理 由 が :ある者
- から、 ・町村長は、 0 受任している事件又は事務の 申 出 Iがあ 前三項の規定によるもののほ ŋ カュ つ、 当 |該申 出を相当と認めるときは、 依 ば頼者が か、 前項各号に掲げる者に該当することを理由として、 当該市町村が保存する戸籍の 当該特定事務受任者に当該戸 附 票の 除票について、 籍 0 附 同 項に規・ 票の 第十二条の三第三項に規定する特定事務受任 除票の写しを交付 定する戸 籍 \mathcal{O} 附 することが 票 0 除 票の 写 しが 必要
- 5 掲げる規定中同表の中 三第四 第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第五項までの規定は第二 法務省· 「項から第 令」 九項 と、 欄に掲げる字句 までの規定は前 住民票の 写し は 二項 文は それぞれ同表の下 \hat{O} 住民 申 出 票記載事項証明書」とあるの について、それぞれ準用する。 欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 は この場合におい 一戸籍 \mathcal{O} が開票の て、 除 票の これ 写 Ľ らの規定中 と読み替えるほ 一項の 総務省令」 請求について、 か、 とあ 次の るのは 表の上欄に 第十二条

戸籍の除票の写真し	住民票の写し	
番の仕長の糸屋のま	다	
第二十一条の三第一項	第一項	第十二条第五項
ために必要な事項		
氏名その他の当該請求に係る戸籍の附票の除票を特定する	氏名	第十二条第二項第三号

第二十四条 第九項 第十二 第十二 第十二 第十二条の三 第十二条の三第 号 号 第十二条の三第四項第三 (指定都市の特例) 、住民としての地位の変更に関する届出の 一条の一 一条の三 条の二 転出をする者は、 一第五 第 第 第 八 七 匹 兀 項 項 項 項 項 及 第 び 四 住所 第 事 以 た住民票の写し又は基礎証明事項のほか基礎証明事項 0) 第八号の二及び第十三 基 第 同 同 第十四号に掲げ 第 第七条第四号、 住民票の あらかじめ、 外の 一礎証明 項 項 項におい 項 項に 紅那明 項 項 事項の 書 事 写 て同じ。 項 L \hat{O} 全部若しくは 原則) その氏名、 る 第 ほ か基礎 五 号、 一号に掲げる事項を除く。 の全部若しくは一部が表示され 証明事項以外の 第 転出先及び転出の予 九号から第十二号まで及び 部を記載し た住民票記載 事 項 定年月日を市町村長に届け出なければならない。 (第七条 以下こ 第二十 第二 第 載された事項の全部又は一部が表示された第二十一条の三 第二十一条の三第三 ために必要な事項 住所その他の当該申出 第二十一条の三第二項 第十七条第一号に掲げる事項及び第十 第二十一 ために必要な事項 一号に掲げる事項及び第十七条の二第一項の規定により記 第十七条第二号から第六号までに掲げる事項 定により記載された 籍の附票の除票の写し 十 項に規定する戸籍の附票の除票の写し 条の三第二項 条の三第二項 条の三第三項に に係る戸籍の 附票の除票を特定す 七 条 0 0

第十二

一条第七

項

同 同

項 項 でに掲げる 第七条第四号、

第五号及び第八号の二から第十四号ま

二第一

項の規定により記載された

第十七条第一号及び第七号に掲げる事項並びに第十

-七条の

住所その他の当該請求に係る戸籍の附票の除票を特定する

第

項 \mathcal{O} 規 第二十一条の三第一 第二十一条の三第

項 項

第十二条の二第二項第三

住所

- 10 -

ほ

か同条第

第三十八条 、ては、 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市 区 及び総合区を市と、 区及び総合区 の区域を市の区域と、 〇 以 下 「指定都市」という。)に対するこの法 区長及び総合区長を市長とみなす。 律 の規定で政令で定めるも 0 0 適用

2 前項に定めるもの つのほか、 指定都市に対するこの法律の規定の適用については、 政令で特別の定めをすることができる。

(政令への委任

第四十三条 第四十一条 この法律の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、 次の各号の いずれかに該当する者は、 年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 政令で定める。

次に掲げる者であつて、 その事務に関し て知り得た事項を自己又は第三者 の不正 な利 益を図 る目的 で提供 Ļ 又は 盗用 L たも

口 は従事していた者 市町 対長の委託 (二以上の段階にわたる委託を含む。) を受けて行う住民基本台帳又は戸 籍の附票に関する事務の処 理 に従 事 ている者又

 \bigcirc 住民基本台帳法施 行令 (昭和四十二年政令第二百九十二号)

(定義)

第

第二十四条又は法第三十条の四十五に規定する個人番号、国民健康保険の被保険者、 基本台帳法(以下 条 以滞在許可者、 被保険者」、 被保険者、 特別永住者」、 この政令において、 児童手当の支給を受けている者、 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者をいう。 「児童手当の支給を受けている者」、 「法」という。 時庇ひ護許可者」、「仮滞在許可者」、 「個人番号」、「国民健康保険の被保険者」、)第七条第八号の二、第十号から第十一号の二まで若しくは第十三号、 住民票コード、 「住民票コード」、 転入、 「出生による経過滞在者」又は 転居、 「転入」、 「後期高齢者医療の被保険者」、 転 出 外国人住民、 後期高齢者医療の被保険者、 「転居」、 「国籍喪失による経過滞在者」とは、 中長期在留者 「転出」、 法第二十二条第一 「介護保険の被保険者」、 「外国人住民」、 特別永住者、 介護保険の被保険者、 項、 「中長期 時 法第二十三条、 庇ひ護許 それぞれ住民 在留 国民年金 国民 可者 者」 年金 法

(住民票を磁気ディスクをもつて調製する場合の方法及び基準

第二条 計算機による方法に準ずる方法により一 項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製する場合には、 クへの 市町村長 記録、 その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準については、 (特別区の区長を含む。 以下同じ。)は、法第六条第三項の規定により住民票を磁気ディスク(これに準ずる方法により一 定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。 電子計算機 以下同じ。 (入出力装置を含む。 の操作によるものとし、 総務大臣が定める。 以下同じ。 磁気ディ 定の (電子 事

ス

(住民票の記載)

第七条 める場合を除き、 市町 対長は、 その者の住民票を作成しなければならない。 新たに市町村の区域内に住所を定めた者その他新たにその市 町村の住民基本台帳に記録されるべき者があるときは、 次項に定

2 (略)

(届出に基づく住民票の記載等)

第十一条 ら前条までの規定による住民票の 市 町 「村長は、 法第四章又は法第四章の三の規定による届出があつたときは、 記載、 消除又は記載の修正 (以 下 「記載等」という。 当該届出の内容が事実であるかどうかを審査して、)を行わなければならない。 第七条か

、職権による住民票の記載等)

第十二条 ときは、 当該記載等をすべき事実を確認して、 市町村長は、 法第四章又は法第四章の三の規定による届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、 職権 で、 第七条から第十条までの規定による住民票の記載等をしなければならな 当該届出がないことを 知 つた

- 2 規定による住民票の記載等をしなければならない。 市町村長は、 次に掲げる場合において、 第七条から第十条までの規定により住民票の記載等をすべき事由に該当するときは、 職 権 で、 これ ら
- 戸籍に関する届 書 申請書その他の書類を受理し、 若しくは職権で戸籍の記載若しくは記録をしたとき、 又は法第九条第二項 の規定による通

の二~三の三(略)

知を受けたとき。

兀

玉 が [民年金の被保険者でなくなつた事実又は国民年金の被保険者の種別の変更に関する事実を確認したとき。 :あつたものとみなされるときを除く。)、国民年金の被保険者の資格に関する処分があつたときその他国民年金の 国民年金法第十二条第一項若しくは第二項又は同法第百五条第四項の規定による届出を受理したとき(同法第十二条第三項の規定により 被保険者となり、 若 しくは 届 出

Ŧ. したとき 児童手当法 昭昭 和四十六年法律第七十三号)第七条の規定による認定をしたとき、 又は児童手当を支給すべ 、き事由 0 消滅に関 する事実を確認

六 (略)

七 九号) 行政区画、 第三条第一 郡、 区 項 及び第二項若しくは同法第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴い住所の 市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、 地番の変更又は住居表示に関する法律 表示の 変更があつたとき。 (昭和三十七年法 律第百十

3·4 (略)

(住民票を消除する場合の手続)

第十三条 生じた年月日 市 町 村長は、 (法第二十四条の規定による届出 住民票を消除する場合には、その事由 (以下「転出届」という。 (転出の場合にあつては、)に基づき住民票を消除する場合にあつては、 転出により消除 L た旨及び転出先の 転出の予定年月日)をそ 住 所 及びその事

- の住民票に記載しなければならない。
- 2 V) 法第九 記載された転 条 第 出 項 の規 先の住 定 による通知を受けた市町 所が当該通知に係る書面に記載された住所と異なるときは、 7村長は、 当該通知に係る消 除され た住民票に転 当該記載された転出先の住所を訂正しなけ 出 をした旨を記載するとともに、 ればならな 前 項 0 規 によ
- 3 · 4 (略)

(住民票の写しを交付する場合の記載)

-五条 市 町 対長は、 法第十二条第一項、 法第十二条の二第一 項又は法第十二条の三第一項若しくは第二項の規定により住民票の 写しを交付

場合には、その末尾に原本と相違ない旨を記載しなければならない。

(法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務)

第十五条の二 法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務は、 次に掲げる業務とする。

- 弁護士 一法人については、 (弁護士法 弁護士法 人を含む。 (昭和二十四年法律第二百五号))にあつては、 裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政 第三十条の六第一 項各号に規定する代理業務を除く。 上の 紛 争処 理 の手続に 0 て 0) 代 理 業務 **(**弁 護
- 司法書士(司法書士法人を含む。)にあつては、 司法書士法 (昭和二十五年法律第百九十七号) 第三条第一項第三号及び 第六号 か 5 第八号ま
- 規定する審査請求の手続につい でに規定する代理業務 土地家屋調査士 (土地家屋調査士法人を含む。) にあつては、 (同項第七号及び第八号に規定する相談業務並びに司法書士法人については同項第六号に規定する代理業務を除く。 ての代理業務並びに同項第四号及び第七号に規定する代理業務 土地家屋調査士法 (昭和二十五年法律第二百二十八号) 第三条第一項第二号に
- 兀 れに関する主張又は陳述につい 税理士 (税理士法人を含む。)にあつては、 ての代理業務 税理士法 (昭和二十六年法律第二百三十七号) 第一 一条第一 項 第一 号に規定する不 服 申 <u>\f</u> て及びこ
- 五. 規定する審査請求及び再審査請求並びにこれらに係る行政機関等の調査又は処分に関し当該行政機関等に対してする主張又は陳述につい ||業務並びに同項第一号の四から第一号の六までに規定する代理業務 社会保険労務士 (社会保険労務士法人を含む。) にあつては、 社会保険労務 (同条第三項第一号に規定する相談業務を除く。) 士法 (昭 和四 十三年法律第 八十九号) 第二条第一項 第 号の三に ての代
- 定する税関長又は財 立てに限る。 法第六条に規定す 訟の 弁理士 手続につい (特許業務法人を含む。 える訴 審査請求及び裁定に関する経済産業大臣に対する手続 ての代理業務並びに同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務 務 訟 大臣に対する手続 \mathcal{O} 手 続 につい)にあつては、 ての (不服申立てに限る。 代理業務及び同法第六条 弁理士法 (平成十二年法律第四十九号))につい の 二 第 ての代理業務、 (裁 項 定の取消しに限る。 に規定する特定 同項第一 第四条第一 侵害 一号に規定する代理業務、 についての代理業務、 訴 項に規定する特許庁に 訟 の手 · 続 に 0 (特許業務法人については、 1 て 0 代理 同 同 法第六条に規定する おける手続 条第二項 業務 を除く。 第 号に規 服 同 申

(住民票の改製)

第十六条 市町村長は、 必要があると認めるときは、 住民票を改製することができる。 この場合には、 消除又は修正された記載の 移記 を省くことが

てきる

(住民票の再製)

市町村長は、 住民票が滅失したときは、 直ちに、職権で、これを再製しなければならない。

六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、 市町村長は、 前項の規定により住民票を再製したときは、直ちにその旨を告示するとともに、その告示をした日から十五日間当該住 当該住民票に記録されている事項を記載した書類 民票 (法第 を関

(届出の方式)

係者の縦覧に供さなければならない。

第二十六条 任に当たつている者が署名し、又は記名押印した書面でしなければならない。 法第四章又は法第四章の三の規定による届出は、 現に届出の任に当たつている者の住所及び届出の年月日が記載され、 並 びに当該届 出

(後期高齢者医療の被保険者である者に係る付記事項)

第二十七条の二 法第二十八条の二に規定する政令で定める事項は、 次の各号に掲げる届出の区分に応じ、 当該各号に掲げる事項とする。

転入届(一の都道府県の区域内において住所を変更することに係るものを除く。)並びに法第三十条の四十六及び法第三十条の四十七の規定

による届出(第三号に掲げる届出を除く。) 次に掲げる事項

イ (略)

口 以下この条及び第三十条において同じ。)が交付されているときは、 されているときは、 療の被保険者証(高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項の被保険者証をいう。 その者が属することとなつた世帯に既に後期高齢者医療の被保険者の資格を取得している者がある場合には、 その番号、その被保険者に後期高齢者医療の被保険者資格証明書 その記号及び番号 (同法第五 以下この条及び第三十条において同じ。 十四条第七項の被保険者資格証明書を その被保険者に後期高齢者)が交付 医

· 三 (略)

(介護保険の被保険者である者に係る付記事項)

第二十七条の三 法第二十八条の三に規定する政令で定める事項は、 次の各号に掲げる届出の区分に応じ、 当該各号に掲げる事項とする。

転入届並びに法第三十条の四十六及び法第三十条の四十七の規定による届出 (第三号に掲げる届出を除く。) 介護保険の被保険者の資格を

)の番号

転居届、

転

出

届及び世帯変更届

介護保険の被保険者証

(介護保険法第十二条第三項の被保険者証をいう。

次号及び第三十条において同じ。

有する旨

三(略)

(外国人住民の通称の住民票への記載等)

第三十条の二十六 ることが必要であることを証するに足りる資料を提示しなければならない。 て記載を求める呼称その他総務省令で定める事項を記載した申出書を提出するとともに、 0 公 その 証の ために 者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長 住民 外国 人住 票に記載することが必要であると認められるものをいう。 民は、 住民票に通称 (氏名以外の呼称であつて、国内における社会生活上通 (以下この条及び次条において「住所地市 以下この条及び次条において同じ。 当該呼称が居 用 住関係の公証のために住 していることその 町村長」 0) 記載を という。 他 0 求め 事 民票に記載され 由 ようと に より に、 すると 通 居 称と 住関

- 2 ために必要であると認められるときは、これを当該外国人住民に係る住民票に通称として記載し 住所地市町村長は、 前項の規定による申出書の提出があ つた場合において、 同 項に規定する当該呼称を住民票に記載することが なければならな 居 住 関係 0) 公証
- 3 (票に記載しなければならない。 市町村長は、 次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住民票の記載をするときは、 当該各号に定める通称を当 該 外 国 人住 民に係る る住
- 外国人住民が転出 証明書を添えて転入届をした場合 転出証明書に記 載された通 称
- 外国人住民が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合 法第二十四 「条の二 第四 項 の規定により 通知され た通
- 住所地市町村長に、 外国人住民は、 7村長 は、 当該通称を削 当 該外国人住民に係る住民票に当該外国人住民の通称が記載されている場合におい その削除を求める旨その他総務省令で定める事項を記載した申出書を提出しなけ 除しなければならない。 て、 ればならない。 当該 通 称の 削除を求めようとするときは この場合において、 住 所
- 5 るときは、 在関係の公証のために必要であると認められなくなつたときは、 ればならない。 住所地市町 その通知に代えて、 村長は、 この場合において、 外国人住民に係る住民票に当該外国人住民の その旨を公示することができる。 通知を受けるべき外国人住民 当該通称を削除するとともに、 通称が記載されて \mathcal{O} 住 所及び 居 所が明らかでない いる場合にお いて、 ときその その旨を当該削除に係る外国 当該通称を住民票に記載して 他 通 知をすることが 木 人住民に通 難 で あ おくことが ると認め 知 しな
- 6 法第二十 七条第二項 及び第三 項の規定は、 第一項及び第四項の 申 出 に 0 **(**) て 準 用 する。

下

7 外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合における法及びこの政令 に掲げる字句 は それぞれ同表の 欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 の規定の適用につい ては、 次の表の上 |欄に掲げる規定中同 表 の中

第二号、第三号		
事項のうち第七条第一号に掲げる事項及び通称並びに同条	事項のうち第七条第一号から第三号まで	
じ。)並びに第七条第二号、第三号		
)第三十条の二十六第一項に規定する通称をいう。以下同		
住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号		
住民基本台帳のうち第七条第一号に掲げる事項及び通称(住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで	法第十一条第一項

でにおいて同じ。)、法第七条第二号、第三号		れる第十五条の三第二項
一項に規定する通称をいう。以下この章から第四章の二ま		により読み替えて適用さ
第七条第一号に掲げる事項及び通称(第三十条の二十六第	第七条第一号から第三号まで	第三十条の三十一の規定
号		
同条第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三	同条第一号から第三号まで	
二号		
第七条第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第	第七条第一号から第三号まで	法第三十条の六第一項
		一項
		される法第十二条の四第
称を除く。)		定により読み替えて適用
第十四号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、通	第十四号に掲げる事項	法第三十条の五十一の規
		三号
氏名又は通称	氏名	法第十二条の三第四項第
		一項
		される法第十二条の三第
		定により読み替えて適用
第七条第一号に掲げる事項及び通称、同条第二号、第三号	第七条第一号から第三号まで	法第三十条の五十一の規
		四項
		される法第十二条の二第
称を除く。)		定により読み替えて適用
第十四号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、通	第十四号に掲げる事項	法第三十条の五十一の規
		三号
氏名又は通称	氏名	法第十二条の二第二項第
		される法第十二条第五項
、通称を除く。)		定により読み替えて適用
第十四号までに掲げる事項(同号に掲げる事項については	第十四号までに掲げる事項	法第三十条の五十一の規
氏名又は通称	氏名	法第十二条第二項第三号

第三十条の三十一の規定	第七条第一号から第四号まで	第七条第一号に掲げる事項及び通称、同条第二号から第四
により読み替えて適用さ		号まで
れる第二十三条第二項及		
び第二十四条の三		
第三十条の三十一の規定	第七条第一号から第三号まで	第七条第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第
により読み替えて適用さ		二号
れる第三十条の五第三号		

(外国人住民についての適用の特例)

第三十条の三十一 欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下

第十五 二十四条の三 第五号まで 第三十条の五第三号 第三十条の五第二号 第三十条の五第 第二十三条第二項及び第 第二十二条 第十五条の三第二項 号 第十二条第二項第一号 条の三第 一項第四 号 か 5 受理し、 第五号まで、 住民票の たとき、 住民票の消除を行つた旨 住民票の 及び戸籍の 及び第六号から第八号までに掲げる事項 又は第十三号 第八号の二又は第十三号 又は法第九条第二項 記 記 若しくは職 表示 載の修正を行つた旨 載を行つた旨 第八号の二及び第十三号 権で戸籍の記載若しくは記録をし (同条第四号 五.十 受理したとき、 外国人住民に係る住民票の記載の修正を行つた旨 外国人住民に係る住民票の消除を行つた旨 外国人住民に係る住民票の記載を行つ 三十条の四十五に規定する国籍等並びに同条の表の下欄 第四号まで、 0) 五に規定する外国人住民となつた年月日 定する国籍等又は同条の表の下欄 若しくは第十三号に掲げる事項、 欄に掲げる事項 四十五に規定する国籍等又は同条の表の下欄 第八号の二若しくは第十三号に掲げる事項、 法第三十条の四十五に規定する国籍等及び同条の表 第七号及び第八号に掲げる事項並びに法第三十条の四 第八号の二及び第十三号に掲げる事項、 又は法第九条第二項若しくは法第三十条の 法第三十条の四 (法第七条第四号 法第三十条 十五に規 法第 の下

(指定都市の区及び総合区に対する法の適用

第三十一条 第十二条の三第五項から第八項まで、 第三項、 第三十条の四十五から第三十条の四十八まで並びに法第三十四条並びに法附則第四条第 法第二十二条から第二十四条まで、法第二十五条、法第二十七条第二項及び第三項、 法第十一条の二第三項、 法第三十八条第一項に規定する政令で定める法の規定は、法第六条第一項、 第四項及び第八項から第十二項まで、 法第十五条第二項及び第三項、 法第十六条第一項、 法第十二条第三項から第六項まで、 法第七条第八号、 法第三十条の三、法第三十条の四第三項及び第四項、 項とする。 法第十七条の二第二項、 法第九条第一項、 法第十二条の二 法第十九条第一項から第三項 |第三項及び第四項、 法第十条、 法第十一 法 ŧ 条 法

2 るものとする。 いて法の規定を適用する場合には、 地方自治法 (昭 和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第 次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 一項の指定都市 (以下この項及び次条において「指定都 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え 市」という。 に

第十二 第十一 項 びに第十二条の三第 第十二条の二第 第十一 第九条第二項 第三条第一 第十二条の四第五 第十二条の四 十-及び 一条の 第二 一条第 条第 条 0 項 兀 項 第一 第 項 項 第 項 項 項 項 項 並 交付地 市町村が備える住民基本台 市 市 市 市 市 市 住民基本台帳 市 住民基本台 市 町 付た市町 町 町 町 町 町 町 町 /村長 村長 村の 村が 村 村 村 村 市 長 長 長 長 町 は 備 住 村長又 える 村 対 帳 民 長 を備 を 住 備 える市 える市 民基 は 住 所地 本 町 町 台 市町 村 村 帳 0 \mathcal{O} 村 市 市 長 町 町 村 村 長 長 区長は 区長が 区長 市町 は、 において同 交付地市町村長 受けた市町村長 市 ては、 区長が作成した住民基本台帳 区 住民) 以下同じ。 市 市 住民基本台帳を備える市町村 住民基本 長及び 町 長 町 村の 市 村長 村 長。 当該住民基本台帳を作成した区長 作 長 住民 台 成 区 (指定都市 (指 ľ 以下この項にお 帳 長 Ĺ を作 た住民基本台 の区域内に住所を有するその区の属する市 定 (総合区長を含む。 (指定都市にあつては 都市 (指定都市にあつては、 (指定都市にあつては、 又は 成 心した区 住所地市町村長 あ 0 っては っては 長 11 て同 0 市町村長 ľ, 区長) 区 以 長) 下 区 同 区長 (指定都市にあ 市長。 ľ 指 (総合区を含 対 定都市 以下この項 にあ って む 0 0

		条 の の 五
	住民基本台帳を備える市町村の	第三十条の五十
市長若しくは区長、	市町村長、	第三十条の三十八第一
〒長こり日長	下 田 木 士	項言一名
17	ĵ	項
市長若しくは区長	一市町村長	第三十条の二十六第二
、当該区の属する市	都道府県知事に	
区長	市町村長	第三十条の六第一項
		び第二項
の市町村長 住民基本台帳を作成した区長	△ 住民基本台帳を備える市町村の市町村長	第三十条の四第一項及
当該区長が作成する住民基本台	その市町村の住民基本台帳	第三十条の三第二項
当該市に属する区の区長が	当該市町村長が	第三十条の二第一項
は、市長。以下この項において同じ。)		
において同じ。		
町村長 転入地市町村長	転入地市町村長又は転出地市町村長	第二十四条の二第五項
受けた市町村長	受けた市町村長	第二十四条の二第三項
区長が作成した戸籍	市町村が備える戸籍の附票	四項まで
区長	市町村長	第二十条第二項から第
作成した区長	備える市町村の市町村長	第二十条第一項
市名及び区名又は総合区	市町村名	
その旨並びに	その旨及び	第十七条の二第一項
の市町村長住民基本台帳を作	住民基本台帳を備える市町村の	第十四条第二項
市長及び区長	市町村長	第十四条第一項
区の区長	市町村の市町村長	
委員会をいい、	委員会をいう	第十三条

市長及び区長市長及び区長
市長又は区長

(指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)

第三十二条 第三十条の二十九並びに第三十四条第一項及び第二項並びに附則第三条、 第二十三条第一項、 区及び総合区又は区長及び総合区長に適用する。 指定都市においては、 第二十四条第一項、第三十条の二、第三十条の四、第三十条の二十六第三項、 第六条の二から第十二条まで、第十三条第一項及び第二項、 第五条及び第六条の規定中市又は市長に関する規定は、 第十四条、 第三十条の二十七第二項、第三十条の二十八、 第十五条、 第十六条から第二十条まで、 それぞれその市

2 字句に読み替えるものとする。 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、 次の表の上欄に掲げる規定中同表の 中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる

第十三条第三項	市町村長	区長(総合区長を含む。以下同じ。)
	都道府県知事に	、当該区(総合区を含む。)の属する市の市長を経由して
		、都道府県知事に
第三十条の二十六第一	備える市町村の市町村長	備える市町村の市町村長(指定都市にあつては、当該住民
項		基本台帳を作成した区長)
第三十条の二十七第一	市町村名(特別区にあつては、区名。次号において同	市名及び区名(総合区名を含む。次号において同じ。)並
項第一号	じ。)及び	びに
第三十条の二十七第一	市町村名及び	市名及び区名並びに
項第二号		

(保存)

第三十四条 第十六条(第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき住民票又は戸 籍の 全部を消除したものに限る。)又は第十九条の規定により全部を消除した戸籍の附票を、 附票についても、 市町村長は、 同様とする。 第八条、 第八条の二、第十条若しくは第十二条第三項の規定により消除した住民票 これらを消除した日から五年間保存するものとする。 、籍の附票を改製した場合における改製前の住民票又は (世帯を単位とする住民票にあつては

市町村長は、 前項の規定にかかわらず、 戸籍の附票に住所の記載の修正によつて国内における住所の記載をしていない者 (以下この項において

2

在外者等に関する記載をした戸籍の た場合における当該 る第十六条の規定に基づき在外者等に関する記載をした戸籍の附票を改製した場合における改製前の 外の在外者等に関する記載をした戸籍の附票でないものを改製した場合には、 在外者等」という。 死亡したことにより戸籍から除かれた在外者等 消)に関する記載 除し た戸 籍 \mathcal{O} · 附票でないものの全部を消除した場合又は死亡在外者等に関する記載をした戸籍の附票であつて死亡在外者等 附票を、 (記 載 当該戸籍の附票を消除した日から百 の消除を含む。 (以下「死亡在外者等」という。) に関する記載をした戸 以下この 項にお いて同じ。 この限りでない。 五十年間保存するもの をした戸籍 戸籍の の附票の全部を第十九条の規 とする。 附票に 、籍の附票であつて死亡在外者等以外の 第二 ついても、 十一 条第二 同 様とす 項 定に に お ر چ ه より 1 て準 ただし 消 用 除 す

- 3 各号に掲げる本人確認情報の区分に応じ、 市町村長 は、 法第三十条の六第一項の規定により通知した本人確認情報を、 当該本人確認情報の通知の日から当該各号に定める日までの期間保存するものとする 総務省令で定めるところにより磁気ディス クに 記 録 れ を次
- 日 から 住民票の 起算して百 記載又は記載の修正を行つたことにより通知した本人確認情 五. 十年を経過する日 報 当該 本人確認情報に 係る者に係る新たな本人確認情 報 0) 通 知 を した
- 住民 で票の 消 除を行つたことにより通知した本人確認情報 当該本 人確認情 報 \mathcal{O} 通 知の 日 から起算して百五十年を経過する 日
- 4 法及びこの政令に基づく届出書、 通知書その他の書類は、 その受理された日から 一年間保存するものとする。
- \bigcirc 、住民基本台帳法施行令の 住民基本台帳法施 行令等の一 部改正) 部を改正する政令 (平成三十一年 政令第百 五十二号) (抄)
- 第 条 住民基本台帳 法施行令 (昭和四 十二年政令第二百九十二号) 0) 部 を次 0) ように改正する。

中略

条の二十七 0 を削り、 表第三十条の二十六第一 第三十条の十六第三項、 第三十二条第一 第 同 表第三十条の二十七第 一項第二号の項中 項中 「第三十条の二十六第三項、 項の項中 第三十条の十七第二項、 「第三十条の二十七第一 「第三十条の二十六第一項」を「第三十条の十四第一項及び第三十条の十六第一 項第一 号の項中 第三十条の十八、 第三十条の二十七第二項、 「第三十条の二十七第一項第一号」 項第二号」を 第三十条の十九」に改め、 「第三十条の十七第 第三十条の二十八、 を 項 「第三十条の十七第 第一 同条第二項中 号」 第三十条の二十九」を に改める。 「に読み替えるも 項 項」 第 に改め、 号 「第三十条の に改 の め、 備 を 十四四 同 える市 表第三十 第二項 同 項

(中略)

住民の 歌をし 同 第三十条の二十六第一項中 項に なけ 通 において 称が記載された」 ń ば 「に、 に改め、 「記載される」を を加え、 同 条第 「記載する」 項中 「転出証明書に記載された」を「当該」 記 を 「記載がされる」に改め、 載し 「記載をする」に、 なけ れば」 を 「記載をし 「次条において同じ」を 同条第二項中 なければ に改め、 「記載する」 に改め、 同項第一 「次条第 二号中 同 を 項 第 「場合」 「記載をする」 項において同じ」 号中 の 下 に 外国 に、 人住民 「において、 に、 「記載しなけ が 「次条に 0 法第二十四 下に において れ 「当該外国 ば 条の二 を 一記 を 人

条の五十一の 同 替えて適用される法第十二条の四第一 項において」を加え、 ておく」 1条第四 四 .項の表法第十一条第一項の項中 項 0 規定により当該外国 項 を 中 規定により読み替えて適用される法第十二条の三第 「記載をしておく」 が 記載され 同表法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される法第十二条第五 ている」 人住民の通 に改め、 「第三十条の二十六第一項」を「第三十条の十六第一項」に改め、 を 項の項中 っの 一称が通 同 記 条第七項中 載がされている」 知されたとき」を加え、 「第十四号に掲げる」 「が記載されている」 に改め、 項の項中 を削り、 同 条第五 法第二十四条の二第四項 「第七条第 を 同表法第三十条の 項中 ヮ 記載がされている」 「が記載されている」 号」 を削り、 六第一 の規定により通知され 「以下」の下に 項の項中 項の項を次のように 同表法第三十条の に改 を め、 「第十四号」 ヮ 「に読み替えるも 記載がされ 「この章及び第三十 た 五十一の 改め を削り、 てい を 「当該」 . る _ 規 の 定により読み 同 表法第三十 に改 条の六第 を 削 「記載

法第三十条の六第一項 から第三号まで に掲げる事項及び 通称並びに同条第二号 第

条の二十一」 項及び第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される第三十条の五第三号の項中 第七条第一号」を削り、 を「第四章及び第三十 第三十条の二十六第 に改め、 七項 「第七条第一号」を削 条の五第三号」 同 の表第三十条の三十 条を第三十条の十六とする。 に改め、 b, 同表第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される第二 0) 「第三十条の二十六第 規定により 、読み替えて適用される第十五条の三 一項」 を 「第三十条の十六第 「第三十条の三十一」を「第三十条の二十一」に改めて 第 項」 項 の項中 に、 一十三条第二項 「第三十条の三十 以下この章から第 及び 第二十四条の三 匹 章 を の二まで 第三十

(中略)

空三十条の三十一中「に読み替えるもの」を削り、同条を第三十条の二十一とする。

(中略)

第四章の二を第五章とし、同章の次に次の一章を加える。

六章 氏に変更があつた者に関する特例

(氏に変更があつた者に係る住民票の記載事項の特例)

第三十条の十三 氏に変更があつた者に係る住民票の法第七条第十 た戸 次条第一項又は第三項 籍に記 載又は記 録がされているものをいう。 の規定により 住民票への記載を請求した一の旧 同 条において同じ。 四号に規定する政令で定める事項は、 氏 とする。 (その者が過去に称していた氏であつて、 第六条の二に定めるもの その者に係 る戸 0) ほ 籍 か、 文は その 者

(氏に変更があつた者の旧氏の住民票への記載等)

第三十条の 票に旧 ることを 他総務省令で定める書面を添付して、 氏 十四四 0 記載 証する戸籍謄本等 を求めようとするときは、 氏に変更があつた者 戸 籍法 (住民票に旧氏の記載がされている者 (昭 住民票に記載を求める旧氏その他総務省令で定める事 その者が記録されている住民基本台帳を備える市町 和二十二年法律第 二百 $\frac{-}{+}$ 兀 号) (以下この条におい 第十条第 項に規 て「旧氏記載者」という。 村の 定 項 足する戸 を記載 市 町 籍謄. 村長 した請求書に当該 本等をいう。 (同項及び第四 を除く。 第三項に 旧]項にお 氏がその者 お は、 7 て同じ。 住 旧 住

.係る住民票に記載がされていた旧氏が最後に削除された日以後に称していた旧氏に限り、 !市町村長」という。) に提出しなければならない。この場合において、その者に係る住民票に旧氏の記載がされたことがあるときは、 住民票に旧 氏の記載を求めることができる。 その者

- 2 住民票に記載をしなければならない。 市町村長は、 次の各号に掲げる場合において、 氏に変更があつた者に係る住民票の記載をするときは、 当該各号に定める旧氏をその者に係る
- 氏に変更があつた者がその者の旧氏が記載された転出証明書を添えて転入届をした場合 該旧 氏
- 氏が通知されたとき 氏に変更があつた者が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合において、 当該旧氏 法第二十四条の二 一第四 項の規定によりその者の

3 該旧氏を当該変更の直前に称していたことを証する戸籍謄本等その他総務省令で定める書面を添付して、 することを求めることができる。 旧 :氏記載者は、氏に変更があつた場合には、当該旧氏記載者に係る住民票に記載がされている旧氏を当該変更の直前に称し この場合においては、 当該旧氏その他総務省令で定める事項を記載した請求書に氏に変更があつたこと及び当 住所地市町村長に提出し ていた旧 なければなら 氏に変更

- 旨その他総務省令で定める事項を記載した請求書を提出しなければならない。 旧氏記載者は、 当該旧 氏記載者に係る住民票に記載がされている旧氏 の削除を求めようとするときは、 住所地市町村長に、 その削 除 を求 める
- 5 法第二十七条第二項及び第三項の規定は、 第一項及び前 二項の請 求について準用する。
- 6 旧氏記載者に係る法及びこの政令の規定の適用については、 次の表の上欄に掲げる規定中同 表の 中 欄に掲げる字句は、 それぞれ 同 表の 下 欄

掲げる字句とする。

又は旧氏及び名並びに	及 び	法第十二条の二第二項
事項(同号に掲げる事項については、旧氏を除く。)	事項	法第十二条第五項
氏名又は旧氏及び名	氏名	号 法第十二条第二項第三
第二号、第三号事項のうち第七条第一号に掲げる事項及び旧氏並びに同条	事項のうち第七条第一号から第三号まで	
、第三号 第三十条の六第一項において同じ。)並びに第七条第二号		
)第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下この章及び住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)		
住民基本台帳のうち第七条第一号に掲げる事項及び旧氏(住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで	法第十一条第一項

第二百五十二条の十九 \bigcirc 2 1 (指定都市の権能 この政令は、 第三号 第三号 (施行期日) 地方自治法(平成三十一年政令第百五十二号)(抄) 第十五条の三第二項 法第三十条の六第一 法第十二条の三第四項 法第十二条の三第一項 法第十二条の二第四項 第三十条の五第三号 第二十四条の三 第二十三条第二項及び 法第十二条の (略) (中略) 附 則 四第一 平成三十一年十一月五日から施行する。 項 項 政令で指定する人口五十万以上の市(以下「指定都市」という。)は、 及び 事項 から第五号まで から第三号まで から第三号まで 事 から第三号まで から第三号まで 項 事項 又は旧氏及び名並びに 事 に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、 に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号から第五号まで びに法第七条第二号、 いう。第四章及び第三十条の五第三号において同じ。 に掲げる事項及び旧氏(第三十条の十三に規定する旧氏を に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、 に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、 項 (同号に掲げる事項については、 (同号に掲げる事項については、 次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づ 第三号 旧氏を除く。 旧氏を除く。 第三号 第三号 第三号

2 〜十三 (略) 略

できる。

く政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、

政令で定めるところにより、

処理することが

- 24 -

) 並